

日向市使用料算定基準

令和8年3月 策定

1. はじめに	2
2. 目的	3
(1) 受益者負担の適正化.....	3
(2) 設定基準の明確化	3
(3) 使用料等未徴収施設の適正化	3
3. 使用料設定の基本的な考え方と手順	4
(1) 使用料設定の基本的な考え方	4
(2) 使用料設定の手順	5
4. 受益者負担割合の設定	6
5. 民間や周辺自治体の同種・類似の使用料との比較	8
(1) 同種・類似施設の選定	8
(2) 地域特性等の分析	8
(3) 比較による使用料の調整	8
6. その他調整項目の検討	9
(1) 使用料の基本単位	9
(2) 利用者区分による調整	9
(3) 利用日・時間帯・シーズン別の調整	9
(4) 減額・免除措置	9
(5) 激変緩和措置	9
(6) 施設と関連の深い事業費の取扱い	10
(7) 行政財産の目的外使用に係る使用料	10
(8) 設備・備品等に係る使用料の設定	10
(9) 類似施設間での使用料の統一	10
7. 定期的な見直し	11
8. 使用料算出の例（会議室、ホール等の貸室）	12
(1) コストの見積もり	12
(2) 見積コストの算出	13
(3) 理論使用料の算出	14
(4) 消費税	14
(5) 端数処理	14

1. はじめに

本市では、「第3次日向市行財政改革大綱（令和7～令和10年度）」に基づき、「行政改革」「財政改革」「働き方改革」の3つの視点から一体的な改革を推進しています。限られた経営資源を効果的・効率的に活用し、持続可能な行政運営体制の確立を目指す中で、公共施設の使用料や手数料の適正化が重要な課題となっています。

特に、建物系公共施設の多くが耐用年数を迎え、老朽化が進行する中、多額の維持・更新費用が必要となる見込みです。しかし、厳しい財政状況の中で全ての施設を更新することは困難であり、健全な財政基盤を維持するためには、受益者負担の適正化が不可欠です。

これまで本市では、使用料の設定に統一的な基準がなく、近隣市町村との比較や類似施設との均衡を基に設定されてきました。

また、定期的な見直しの仕組みが構築されていないため、物価変動など社会情勢が変化する中でも料金が据え置かれてきた経緯があります。

そこで、施設の利用状況や維持管理コストを把握し、利用者への説明責任を果たすとともに、行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、使用料の設定に関する統一的な考え方を示します。

2. 目的

（１）受益者負担の適正化

行政財産及び公の施設（以下、施設等という。）の使用・利用の対価として徴収される「使用料・利用料金（以下、使用料という。）」については、施設や行政サービスを利用する者が、受益の対価として負担するものであり、仮にこれにかかる経費を全て市税で賄うと、利用する人と利用しない人との間に不公平が生じ、「負担の公平性」が確保できません。したがって、施設や行政サービスの提供を受ける者に対しては、応分の負担を求める必要があります（「受益者負担の原則」）。

（２）設定基準の明確化

施設や行政サービスの提供においては、明確で一貫した料金設定基準を設けることが求められます。また、施設所管課は、どの基準に基づいて使用料が設定されているかを明確に認識する必要があります。その上で、効率的な施設運営や事務改善によるコストの削減に努め、利用者負担の軽減を図ることが重要です。

（３）使用料等未徴収施設の適正化

現在、使用料を徴収していない施設についても、公平性等の観点から、社会情勢の変化に応じた適切な使用料の徴収を再検討する必要があります。

3. 使用料設定の基本的な考え方と手順

(1) 使用料設定の基本的な考え方

使用料の決定には、施設の運営コストを分析し、適切な料金設定を行うことが求められます。また、施設の社会的役割を評価し、公平な負担割合を設定する公共性も求められます。さらに、近隣市町村や民間施設との比較を通じて市場性を考慮し、適正料金を設定することが必要です。

ただし、法令等（法律、政省令、県条例等）により、使用料の基準が定められている場合は、法令等に従った基準に基づいて使用料を設定します。

①採算性

施設の運営にかかるすべてのコストを分析し、使用料がこれらのコストをどのくらい充足するのかを確認する必要があります。

・運営コストの把握

施設の運営にかかるすべてのコスト（人件費、光熱費、修繕費、管理費など）を詳細に分析し、正確なコスト構造を把握することが求められます。これにより、使用料がこれらのコストをどのくらい充足するのを明確にし、適切な料金設定を行います。

・資本コストの考慮

初期投資額の回収を視野に入れた料金設定が必要です。施設の建設や設備投資にかかる資本コストは、減価償却費を基に計算され、料金設定に反映される必要があります。

②公共性

施設が地域社会に果たす役割を評価し、受益者負担の原則に基づいて、公平な負担割合を設定することが求められます。

・社会的役割の考慮

施設が地域社会に果たす役割や必要なサービスの評価が重要です。施設の設置目的や法令上の位置づけを確認することで、その社会的な意義を明確にすることが求められます。

・負担の公平性の考慮

使う人と使わない人の間の不公平感へ配慮する必要があります。特に、施設が「選択的」と「必需的」であるかに着目します。選択的な施設は、個々の価値観に基づいて自由に利用されるサービスであり、市場的な側面があります。一方、必需的な施設は、日常生活に必要なサービスを提供し、広く利用されるもので、より公共的と言えます。

③市場性

近隣市町村や民間施設との比較を行い、一般的な料金設定や市場の競争環境を考慮した適正料金を設定することが重要です。

- ・ 近隣市町村との比較

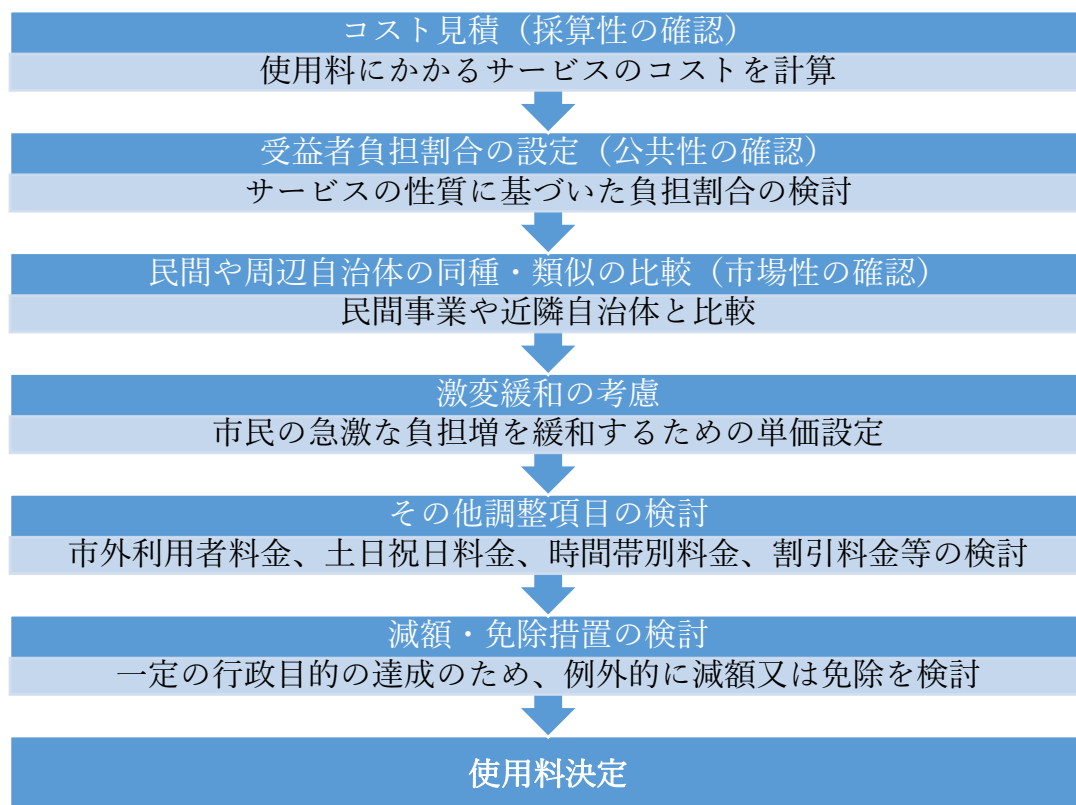
近隣市町村の同種施設と本市の施設の特性を、市の人口や地理的条件なども含めて十分に比較し、料金設定の参考とします。地域特性を踏まえた料金設定を行うことで、より適切な料金体系の構築が可能となります。

- ・ 民間事業への配慮

近隣の民間施設や同様のサービスとの競争を考慮し、市場性を評価することが重要です。市場の健全な競争環境を維持するためには、民間事業が圧迫されることや新規参入が阻害されることを避けるための配慮が必要です。

(2) 使用料設定の手順

使用料設定の手順は、概ね次のとおりとなります。



4. 受益者負担割合の設定

使用料については、その全てを利用者が負担すべきコストとするのではなく、市民負担の妥当性を考慮するため、その施設・サービスの性質、民間や周辺自治体等との均衡、激変緩和措置の必要性等を総合的に判断し、税等の一般財源で負担すべき公費負担部分と、利用者が負担する受益者負担部分を設定します。

使用料は、使用する施設等の設置目的や性質に基づいて、「社会生活における必要性」の視点と「民間事業の代替性」の視点の組み合わせにより、税等の一般財源で負担すべき受益者負担割合を定めます。

■「社会生活における必要性」の視点

- ・社会生活における必要性が高い施設（サービス）：

社会生活を送る上で大半の市民が利用する又は高度な社会要請（福祉施策に近い性格）があるもの

- ・社会生活における必要性が低い施設（サービス）：

余暇活動の選択肢として利用するもの。市民一人ひとりによってサービスの必要性が大きく異なるもの。

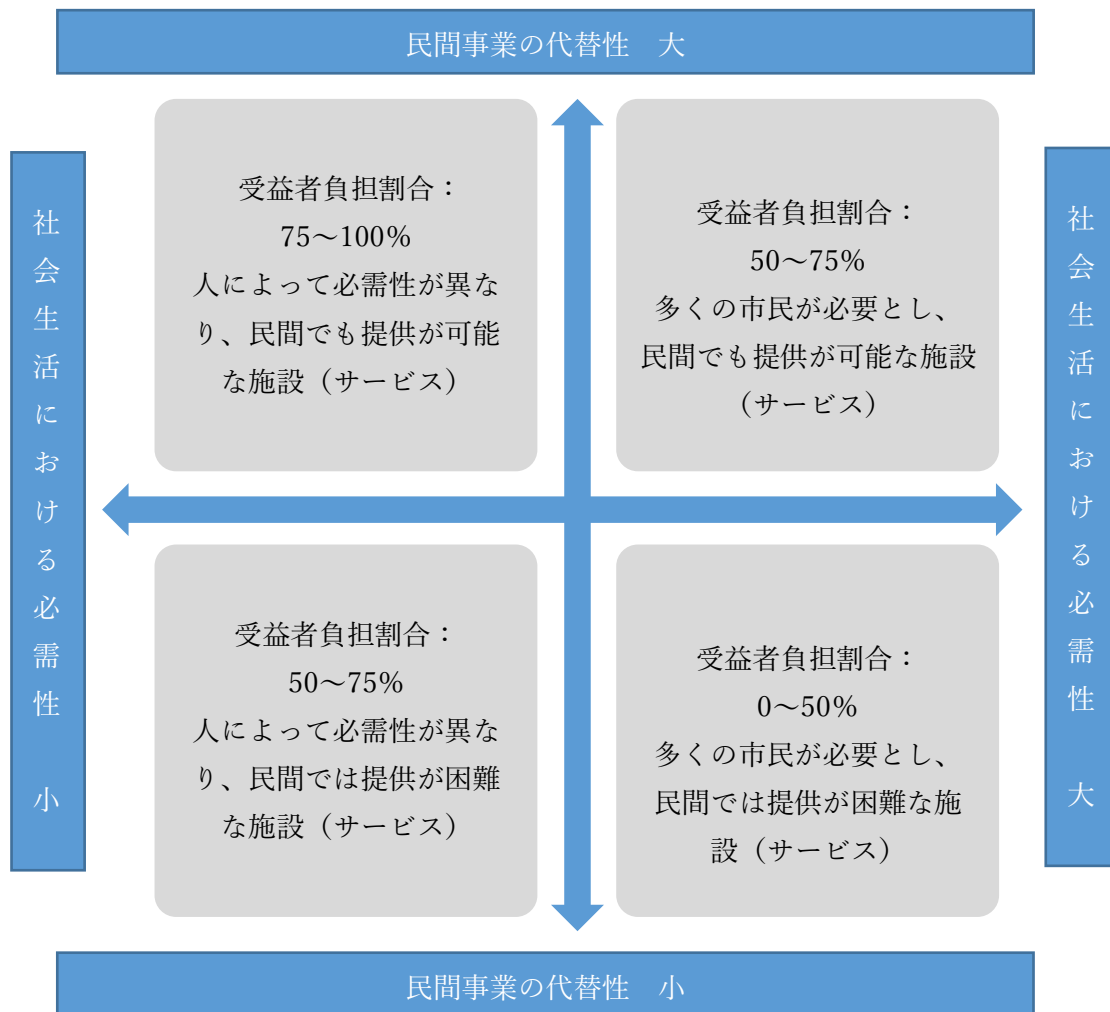
■「民間事業の代替性」の視点

- ・民間事業の代替性が低い施設（サービス）：

民間においては同種・類似の施設（サービス）の提供が難しく、主として行政が提供するもの。

- ・民間事業の代替性が高い施設（サービス）：

民間においても同種・類似の施設（サービス）の提供が可能なもの、提供されているもの。



5.民間や周辺自治体の同種・類似の使用料との比較

（１）同種・類似施設の選定

同種・類似施設の選定は、施設の形態や設置目的、規模（面積・収容人数・設備の設置数など）を基準とします。比較する施設は、公営・民営を問いません。周辺自治体に同じ規模の同種・類似施設がない場合は、増倍や按分などの方法で調整します。

（２）地域特性等の分析

民間や周辺自治体の同種・類似施設であっても、次のような場合など、単純比較できない事情が存在する場合があります。この場合は、地域や施設の特性を踏まえて、比較・分析を行います。

単純比較できない例)

- ・本市における当該施設の需要が同種・類似施設と著しく異なる場合
- ・施設の規模は一致しているが配備される設備の仕様や数などが異なる場合
- ・施設の性質上、通常配備されるべき特定の機能が欠落している場合
- ・施設そのものに文化的価値がある場合

（３）比較による使用料の調整

民間や周辺自治体の同種・類似施設の使用料を参考に、使用料の額を調整します。使用料が、民間や周辺自治体の同種・類似施設の使用料と大きく乖離がないか確認します。

○使用料が同種・類似施設と比較して著しく高額となる場合

採算性を重視した使用料の設定は重要ですが、同種・類似施設とかけ離れた使用料の設定は、利用者離れを招き、使用料収入の減少につながる可能性があります。

このような場合、根本的な問題として、施設の管理運営に過剰なコストがかかっていることが問題であるため、施設の管理運営費用を削減する取組みも併せて実施します。

○使用料が同種・類似施設と比較して著しく低額となる場合

公共施設の運営は市税等で賄われており、使用料を著しく低廉に設定すると、施設を使用する市民と使用しない市民との間で受益と負担の公平性が損なわれます。また、民間の営利事業を圧迫する可能性があり、地域経済に悪影響を及ぼすおそれもあります。このため、同種・類似施設等を参考にした使用料の調整が必要です。

6. その他調整項目の検討

（１） 使用料の基本単位

利用者の利便性や施設稼働率の向上などの観点から、１時間単位の使用料を基本単位として使用料を設定することを基本とします。

利用時間ごとの使用料（午前・午後・夜間など）については、利用時間に応じて１時間単位の使用料を基に算出します。

（２） 利用者区分による調整

公共施設の取得や維持管理が市税等の公費で賄われていることを踏まえ、以下のような調整を行うことを検討します。

例)

- ・ 営利目的の利用と非営利目的の利用で使用料に差を設ける。
- ・ 個人利用と団体利用又は世代や年齢階層別の利用で使用料に差を設ける。

（３） 利用日・時間帯・シーズン別の調整

利用の均質化やコストのばらつきに対応するため、次のような調整を行うことを検討します。

例)

- ・ 休日や特定の時間帯に利用が集中する場合、通常時と異なる使用料を設定する。
- ・ シーズンごとの需要やランニングコストの増減に応じて、シーズン料金を設定する。

（４） 減額・免除措置

使用料の減免措置は、行政目的の達成等のために必要な場合に限り、条例に基づいて適切に実施します。減免措置は受益者負担の例外であり、例外が際限なく広がることは負担の公平性を損なうため、導入に当たっては慎重に検討します。

なお、市の後援事業については、原則として減免扱いとしません。

（５） 激変緩和措置

変更後の使用料が現行より大幅に増額となる場合、市民負担を緩和するため、激変緩和措置を講じます。

具体的には、措置期間を設け、増額幅を２倍以下に抑え、段階的に改定を行うことを検討します。

（６）施設と関連の深い事業費の取扱い

公民館における主催講座や指定管理者が施設の維持管理とは別に実施する事業等、施設との関連が深い事業が存在する場合があります。しかし、これらの事業費は、施設の維持管理費（ランニングコスト）とは性質が異なるものであるため、原則としてランニングコストに含めないこととします。

なお、事業費の中に施設の維持管理に直接関係する費用が含まれる場合には、個別に仕分けや按分等により区別する必要があります。

また、これらの事業費が僅少である場合や、施設の設置目的等から切り離すことが困難な場合には、ランニングコストに含める場合もあります。

（７）行政財産の目的外使用に係る使用料

日向市財産に関する条例では、土地・建物等の目的外使用料について、時価評価額に一定率を乗じた額等、具体的な算定方法が規定されており、経費加算や最低額の設定、特例的な算定方法も明記されています。

しかし、施設の性質や利用形態などから、上記の算定方法がそぐわないケースも想定されます。このような場合には、個別施設条例で目的外使用料を別途設定することも可能です。

なお、上記の目的外使用料を別途設定する場合であっても、維持管理費等のコストの把握や民間・周辺自治体の同種・類似施設との比較をつうじて、適正な水準で使用料を設定することが基本となります。

（８）設備・備品等に係る使用料の設定

設備・備品等に係る使用料についても、運営・資本コストや近隣自治体、民間とのバランスを総合的に考慮し、適正かつ公平な料金となるよう設定します。

なお、備品・設備の利用は、施設本体の利用とは異なり、個別の賃貸借契約に近い性質を有しています。このため、受益者負担割合による調整は原則行いません。

（９）類似施設間での使用料の統一

使用料の設定にあたっては、同一の利用用途・規模の施設であっても、築年数や改修・更新状況の差によりコスト構造が異なることがあります。古い施設は減価償却が進んで会計上のコスト負担が相対的に低く見える場合がある一方、改修・更新が進んだ新しい施設は初期投資が大きく、総コストが高くなる傾向があります。

とはいえ、利用者にとっては、同一の利用用途・規模の施設であれば、同種のサービスを提供できるため、使用料も同一である方がわかりやすいと考えられます。このような観点から、同一用途・規模の類似施設については、古い／新しいにかかわらず、利用用途・規模に応じて統一した金額を設定しても差し支えありません。ただし、サービス内容の差

異や立地・設備・運用条件の違いが顕著なケースについては、透明性を確保したうえで別枠の調整を行うことがあります。

7. 定期的な見直し

施設に係るコストは、利用者数の推移や施設の運用状況、物価の変動などにより変動します。このようなことから、使用料については、コストの縮減努力を前提としつつ、受益者負担の適正化の観点から、定期的な見直しを行います。

使用料が無料の施設も含めてコストの把握を適宜行い、毎年度の予算編成時や長期継続契約の更新時などに見直しを実施します。

また、既存施設を大規模に更新した場合や新規に使用料を徴収する場合には、その都度コスト計算や同種・類似施設との比較を行い、適切な使用料を決定します。

8. 使用料算出の例（会議室、ホール等の貸室）

次に、建物系施設（会議室、ホール等の貸室）の使用料算出手順を例示します。

（１）コストの見積もり

使用料の算定に当たり、まず、当該施設にかかるコスト（原価）を見積もります。

①対象経費

コストには、当該施設の維持管理及び運営に継続的に要する経常的支出である「ランニングコスト」と、施設の建設・更新等に関する「イニシャルコスト」があります。

A ランニングコスト

ランニングコストは、以下のような物件費等や人件費について、予算や直近年度の実績等を基に算出します。年度によりばらつきが生じる費用については、平均値を用いて平準化し、経常的にかかるコストを見積もります。

また、臨時的な支出や当該施設の維持管理に直接関係のない費用が含まれていないかを確認します。

ア 物件費等

当該施設の維持管理やサービス運営に要する経費全般（人件費・減価償却費を除く全てのコスト）を計上します。

支出科目の例	内容
需用費	電気料、水道料、燃料費、消耗品費、印刷製本費、修繕料等
役務費	通信運搬費、手数料等
委託料	施設維持管理委託料、業務委託料、保守管理委託料、指定管理委託料等
使用料及び賃借料	パソコン、プリンタ、複合機などのリース料等
備品購入費	資本的支出を除く備品の購入費
工事請負費	資本的支出を除く施設や設備の工事費等
その他	報償費…施設運営に関する委員会等の委員報酬等 保険料…火災保険料等 負担金…施設管理に関する負担金等

※ 設備・備品等に係るコストについて

設備・備品等の使用料については、公共施設の一部であるからこそ使用料として対価を徴収できるという側面があるため、これらの維持管理に係るコストについても基本的にランニングコストへ算入します。

※ 資本的支出について

修繕料や工事請負費等については、資本的支出に該当する場合、物件費等から除外し、減価償却費として計上します。資本的支出に該当するかの判断は、法人税基本通達及び「統一的な基準による地方公会計マニュアルー資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に基づき行います。

イ 人件費

サービスの提供や施設を維持管理するための業務に、常に直接従事する職員（正職員・会計年度任用職員等）に要する費用です。

1 人当たり年間人件費に職員数とその業務にかかる業務割合を加味して按分します。業務割合は、事務分掌と大きく乖離しない範囲で設定します。なお、管理職の人件費は除きます。

支出科目の例	内容
給与	これらの単価は、各年度における人事異動等でコストが左右されないように、平均的な単価（正職員）や予算額（会計年度任用職員等）を使用します。
報酬	
手当	
共済費	

B イニシャルコスト

イニシャルコストには、施設の建設費及び大規模更新等に係る経費を基に算出した減価償却費を含めます。減価償却費は定額法により算出し、耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」又は「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の例を参考にします。

なお、土地は資産価値が年数の経過により減少しないため、減価償却の対象外とし、土地取得費はコストに含めません。

（2）見積コストの算出

見積コストは、当該施設の $1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$ 当たりのコストを算出した上で、供用面積・供用時間を乗じて算出します。

ただし、施設等によって個別の事情が異なることから、次に示す算定方法以外の合理的な方法によって算出しても問題ありません。

○ $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間あたりのコスト}$

$$= (\text{物件費等} + \text{人件費} + \text{減価償却費}) / (\text{年間供用時間} \times \text{供用面積})$$

$$\text{○見積コスト} = 1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間あたりのコスト} \times \text{供用面積} \times \text{利用時間}$$

※ 個人単位での利用施設の算定方法

上記は1室(面)など、スペース単位で貸出しを行う施設に適したコストの見積方法ですが、一定の区画を個人単位での利用する施設(例: 民俗資料館)など、施設の性質や利用形態によっては、利用者1人あたりのコストから理論使用料を算出します。

○ 1人あたりのコスト (= 見積コスト)

$$= (\text{物件費等} + \text{人件費} + \text{減価償却費}) / \text{年間利用見込者数}$$

(3) 理論使用料の算出

理論使用料

$$= \text{見積コスト} \times \text{受益者負担割合} \times \text{消費税}$$

(4) 消費税

使用料は原則として消費税の課税対象です。従って、内税方式で使用料を設定し、税率改定時には原則1円の位を四捨五入して調整します。

(5) 端数処理

使用料に1円単位の端数が生じる場合、徴収事務を行う行政側、負担する利用者側ともに煩雑な支払手続を行うこととなります。使用料の設定にあたっては、コストは1円単位とし、円未満の端数を切り捨て、使用料基準額を算定します。その上で、当該基準額について、10円単位を基本として、10円未満を切り捨てる調整を行うものとします。ただし、このような端数処理による調整が馴染まないものについては、この限りではありません。